

令和 5 年度

部活動後援会総会資料

- ・ 部活動後援会役員名簿
- ・ 令和 5 年度 開設予定部 顧問一覧
- ・ 部活動会則・細則と心得について
- ・ 令和 4 年度決算報告と会計監査報告

資料をご覧になって、「令和 5 年度 部活動後援会 議決権行使書」
をご記入のうえ、担任の先生に提出してください。

令和5年度 柏中学校 部活動後援会役員名簿（案）

役 職	氏 名（お子さんの所属学級）
会 長	松原 亜希子（1－4）
副会長	高橋 亜希子（2－1）
副会長	久保 美亜（3－4）
副会長	岩瀬 則子（2－3）
副会長	山崎 武司
事務局長	木村 貫太郎
事務局員	五十嵐 紀子（3－1）
事務局員	中村 麻里子（2－4）
事務局員	竹内 慎一
会 計	本田 美砂子（3－2）
会 計	福田 ひとみ（2－4）
会 計	竹嶋 モニカ
会計監査	前山 沙矢香（3－2）
会計監査	佐々木 めぐみ（2－4）

名誉会長	校 長	佐野 友美
------	-----	-------

2023年度 開設部予定・顧問一覧

文 化 系

部 名		履 員	ミ ー テ ィ ン グ 場 所
1	吹 奏 楽	座主 柚花 ・ 澤口 京香	第2音楽室
2	美 術	石川 早苗	美術室
3	科 学	宮田 晃生	1年4組
	書 道	小澤 史子	1年5組

体 育 系

部 名		履 員	ミ ー テ ィ ン グ 場 所
4	野 球	鈴木 淳平 ・ 井上 隆司	2年2組
5	男子バスケットボール	竹内 慎一 ・ 小畑 愛	3年3組
6	サ ッ カ ー	木村 貫太郎 ・ 桑原 葵	3年1組
7	女子ソフトテニス	竹嶋 モニカ ・ 熊谷 舞都(部活動指導員)	2年3組
8	卓 球	石本 寛 ・ 野田 汐莉	格 技 場
9	バドミントン	記虎 孝弘 ・ 長井 竜太	1年1組
10	陸上競技	足立 祐貴 ・ 篠原 隆之介	2年4組

個 人 部

水 泳	体 操	新 体 操	柔 道
剣 道	相 撲	ス キ ー	スケート
アイスホッケー			

※希望者がいた場合のみ、中体連に参加します。

第1章 名称および事務局

第1条 この会は「札幌市立柏中学校部活動後援会」と称し、事務局を札幌市立柏中学校におく。

第2章 目的および事業

第2条 この会は、生徒の部活動の振興と充実に寄与することを目的とし、生徒の健全な心身の発達をはかる。そのため、次の事業を行う。

- 1 部活動が円滑に行われるための後援、援助。
- 2 のぞましい部活動の発展を目指し、これを推進する事業。
- 3 その他、この会の目的達成に必要な事。

第3章 会員

第3条 この会は次の会員をもって構成する。

- 1 正会員 部活動に直接参加する本校生徒の保護者を正会員とする。
- 2 賛助会員 この会の趣旨に賛同する柏中学校の保護者および校区内の有志を賛助会員とする。

第4章 役員とその任務

第4条 この会に次の役員を置く。その任期は一年とし、再任を妨げない。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（保護者2名、教頭）
- 3 事務局員 7名（保護者4名 うち2名は会計を担当）
（教師 3名 うち1名は局長を担当）
- 4 会計監査 2名（保護者2名）

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは会務を代行する。
- 3 事務局員 業務の企画、経理および具体的な運営に当たる。
- 4 会計監査 本会の経理を監査し、総会にその旨を報告する。

第6条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し、会の諮問に応じる。

第7条 会長はPTA会長が兼任し、他の役員は会長が委嘱する。

第8条 学校長は本会の名誉会長とし、会長の相談に応じる。

第5章 会議

第9条 この会の目的達成のために次の会議を設ける。

- 1 総会 この会の最高決議機関として、総会をもうけ、毎年1回開く。また、会長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
- 2 役員会 役員をもって構成し、会長が招集する。役員会は本会の業務全般の運営に当たる。緊急を要する事項の諮問決定をすることができる。
- 3 事務局会 事務局員で構成し、事務局長が招集する。事務局は本会の具体的な運営および活動の推進に当たる。

第6章 会計

第10条 この会の経費は会費および他の収入をもって当て、会費および会費の納入方法については細則を定めるものとする。

第11条 この会の会計年度は4月にはじまり翌年3月末に終わるものとする。

第7章 部活動

第12条 この会が後援、援助する部活動は札幌市立柏中学校で組織される各部（文化系、運動系）の活動とする。なお、部活動の活動規定は細則に定める。

第8章 付則

第13条 この会の会則の改正は総会において出席者の過半数以上の賛成にて成立する。

第14条 この会の業務を円滑に遂行するため、会則のほかに細則を定める。細則は役員会で決定する。

第15条 この会則は平成2年4月1日より実施する。

第16条 平成5年4月9日一部改正

第17条 平成15年5月22日一部改正

第18条 平成27年5月9日一部改正

第19条 平成27年11月19日一部改正

- 第1条 本校の部活動は、本校部活動後援会会則にもとづき組織し、本校教育の一貫として、本校職員が具体的運営や具体的活動にあたる。
- 第2条 本校部活動は、後援会会則第12条により設立され、この細則は第14条に基づき定めたものである。部活動は、会則と細則を厳守し、全体の運営は事務局がこれにあたる。
- 第3条 本会に入会する場合には所定の手続きにより申込をしなければならない。
- 1) 入会申込書に必要事項を記入する。
 - 2) 入会と同時に会費を納入する。
 - 3) 会費は入会時に全額を納入する。
- 第4条 本会の会費は、体育系と吹奏楽部は5,000円、その他の文化系は4,000円とし、納入した会費は返却しない。
- *本校設立部以外で、中体連主催の大会に参加を希望する生徒は、直接事務局まで申し出をし、会費5,000円を納入する。
- *途中入部については、二学期からは半額とし、三学期は徴収しない。
- 第5条 本会の事業計画および予算・決算は役員会の承認を得て総会にて決定する。
- 第6条 この会の各部の指導者については、本校教職員とし学校長の推薦を得て、会長がこれを委嘱する。この会に、部指導者による指導者会を設ける。
- なお、設立された各部には学校長の認めた外部コーチを置くことができる。
- 第7条 部活動は各部の指導者の計画により進めるが、活動時間は別に定める。
- 第8条 土・日曜日・祝日に活動する時は届け出により学校長の承認をうける。
- 第9条 公式試合（大会）・発表会等に参加するときや対外試合をするときについても学校長の承認を受ける。
- 第10条 土・日曜日・祝日など校外で活動する場合は保護者の承認を得て活動する。
- 第11条 入部・退部の手続き、及び募集については、次のように定める。
- 1) 募集、入部は原則として4月から5月の間に行う。
 - 2) 年度途中の転、退部は原則として認めない。
- 第12条 中体連・中文連、各種大会発表会等の参加経費は参加規定により支払う。ただし、回数等については、別に定めるものとする。
- 第13条 部の設立については、次の条件を満たしていなければならない。
- 1) 指導者がいること。（外部コーチのみでの設立はできない）
 - 2) 原則として10名以上の部員がいること。
 - 3) 会長の承認を受けること。
- 第14条 部の廃止及び休止は、指導者会で決定する。
- 第15条 この細則は、会則と同時に実施する。
- 第16条 この細則は役員会で改正できる。

これから部活動に参加する皆さんは、「よし、やるぞ!」という強い決意を持っていることと思います。その決意を大切に、伝統ある柏中学校の名に恥じないような活動をしてください。

次にあげるものは部活動の生徒として守らなければならない基本的なきまりです。よく読んでしっかり守ってください。

I 活動時間などについて

- 1 活動終了時刻について～通年平日 18:30 終了（下校完了）
 - ・下校時間をしっかり守ること。特に日没が早い季節は帰り道、同じ方向は複数で帰宅するようにすること。
 - ・完全下校の日に部活動がある場合は、再登校で原則 16:40 から校舎内に入り、活動ができます。なお、この日の部活動終了時刻は、18:30 となります。
- 2 活動開始時刻について
 - ・平日 清掃終了 5 分後から
 - ・清掃当番ではない部活動生徒は、帰りの会終了後、活動場所に行き、活動の準備を行う。活動場所が清掃中の場合は、指定された待機場所で待機すること。
- 3 朝練（活動）について
 - ・活動計画の中に顧問の先生が入れている場合に限り許可する。ただし、必ず顧問の先生がつくこと。（自主練習はできません）
 - ・平日の朝練は午前 7 時から 8 時までの間とする。朝の体育館使用とぶつからないようする。
 - ・休日の朝練は午前 7 時から 8 時 30 分までの間とする。
 - ※学校へ入るのは 7 時厳守。
 - ※道具の用意等以外では体育館から出ないようにする（教室方面には入らない）
- 4 平日・休日とも活動の有無、時間帯、場所については各部の顧問の先生の指示によるものとする。
- 5 体育館で活動をする部の割り当てについて
 - ・平日 5 時間の日は 2 部制、休日は 3 部制とする。
 - （5 時間の日）
 - 1 部 清掃終了 5 分後～16:40
 - 2 部 16:40～18:20（活動場所の清掃、下校完了 18:30）
 - （6 時間の日）
 - 清掃終了 5 分後～18:20（活動場所の清掃、下校完了 18:30）
 - （休日）

	＜3 部制＞	＜2 部制＞
I 部	8:30～11:00	前半 9:00～12:00
II 部	11:00～13:30	後半 12:30～15:30
III 部	13:30～16:00	
- 6 活動の規制について
 - ・定期テスト 3 日前からの活動は中止とする。完全下校の時は原則 16 時 40 分から再登校での活動とする。時間の変更がある場合は、顧問の先生の指示に従うこと。
 - ・その他、特別な場合は事務局から活動予定表で事前に連絡する。
- 7 校外での活動については保護者の許可を取って行う。（行き先を必ず伝える）
- 8 休養日の設定について
 - ・札幌市の部活動活動基準に従い、土曜・日曜日のどちらか 1 日、週に 1 日は平日に休養日を設定します。

II 活動場所について

- 1 活動は決められた場所で行うこと。
- 2 廊下、階段の使用は認めるが、次のことを守ること。
 - ・ボールの使用を禁止する。（顧問の先生のもと、指定された廊下での使用は可）
 - ・ランニングは基本的に割り当てられた階のみで走る。
 - ・基本的には各部1列で走るようにする。
 - ・ダッシュは16時50分以降にする。また、一般生徒の多くが下校する時間帯（清掃終了後と16時40分前後）はランニングをなるべく避けるようにする。
 - ・1階廊下でのトレーニング等は、原則禁止。
- 3 道具類は必ず活動場所に持っていくこと。また、持ち物には必ず記名すること。

III 登下校・服装について

- 1 登下校の時には飲食を一切しないこと。また、寄り道や買い食いも絶対にしないこと。
- 2 再登校で活動する際は、開始と終了の時間を保護者に伝えておくこと。
- 3 自転車での登下校は禁止する。
- 4 標準服からジャージ等に着替える場合は、体育館の男子更衣室・女子更衣室を使用すること。
- 5 服装は、柏ジャージまたはチームユニフォームとする。登下校でウィンドブレーカーを着る場合も、必ずその下に柏ジャージを着用すること。（個人で自由な格好にならない）
- 6 職員室入室の際は、職員室前で必ずウィンドブレーカーを脱ぎ、ジャージまたはチームユニフォームになること。

IV その他

- 1 活動が終わったら後片づけをきちんとして下校完了時刻を守ること。
- 2 平日活動中の飲食は禁止。土日祝日の活動を含め、水筒（水・お茶・スポーツドリンクのみ）をもってきて良い。昼食を取って活動する際は、家から持ってくる（登校途中、学校から買いには行けない）。ゴミは必ず持ち帰ること。
- 3 活動はすべて顧問の先生の指示に従って行う。
- 4 部活動中に事故・ケガが発生したらすみやかに顧問の先生に申し出ること。
- 5 年度途中の入部は原則認めない。ただし、やむをえない事情があるときは学級担任の先生に相談すること。
- 6 転・退部も原則として認めない。ただし、やむをえない事情があるときは顧問の先生に相談すること。
- 7 外部活の生徒がトイレなどを利用する際は、部活動生徒用のスリッパを使うこと。
*使用後の整理整頓をしっかりと行うこと。（西玄関、部活動後援会の表示がある靴箱にある青いスリッパ）
- 8 土日の部活で校内を利用する場合は、西玄関の所定の靴箱に外靴を入れる。
- 9 職員室に入室する際には、学年・組・部活・氏名・用件を職員室の先生方にしっかりと行うこと。
*職員室に先生が誰もいないときは入室できない。
- 10 部活動生徒心得を守らない行動があったとき、顧問の先生の判断で、個人もしくは団体の活動を停止することがある。

2022年度 部活動後援会 決算書

部活動後援会事務局

1. 一般会計

(1) 収入の部

項目	2022年度予算	2022年度決算	差引	備考
会費	1,545,000	1,545,000	0	
繰越金	156,937	156,937	0	(前年度繰越金)
雑収入	0	7,006	7,006	利息・途中入部金
合計	1,701,937	1,708,943	7,006	

(2) 支出の部

項目	2022年度予算	2022年度決算	差引	備考
大会参加費(中体連)	330,000	230,920	-99,080	
各部活動費	752,500	752,500	-	
指導者費	360,000	360,000	-	20,000円×18名
逓増費積立金(定額分)	50,000	50,000	-	特別会計(逓増費積立金)へ
逓増費積立金(市費充当分)	0	-	-	特別会計(逓増費積立金)へ
逓増費積立金(指導者費充当分)	0	0	-	今年度見送り
〃(前年度繰越金分)	156,937	156,937	-	特別会計(逓増費積立金)へ
保険料(指導者)	33,740	33,740	-	振込手数料を含む
予備費	18,760	660	-18,100	会費返金・引出手数料
合計	1,701,937	1,584,757	-117,180	

◎各部活動費内訳

項目	2022年度予算	2022年度決算	差引	備考
吹奏楽	55,000	55,000	-	
美術	76,000	76,000	-	
科学	58,000	58,000	-	
書道	36,000	36,000	-	
野球	45,000	45,000	-	
男子バスケット	70,000	70,000	-	
サッカー	65,000	65,000	-	
テニス	67,500	67,500	-	
卓球	60,000	60,000	-	
バドミントン	137,500	137,500	-	
陸上競技	82,500	82,500	-	
合計	752,500	752,500	-	

2022年度決算

総収入

¥ 1,708,943

総支出

¥ 1,584,757

=

繰越金

¥ 124,186

※次年度、逓増費積立金(前年度繰越金分)へ

2. 特別会計

(逓増費積立金)

項目	収入	支出	差引	備考
前年度決算までの積立金	1,301,551	-	1,301,551	
新規積み立て(定額分)	50,000	-	50,000	
〃(前年度一般会計繰越金)	156,937	-	156,937	
繰入金戻入	18,000	-	18,000	
市費充当費に關する充当分	-	-	-	
銀行利息	11	-	11	
PTA補助金	800,000	-	800,000	
部活動返金	-	-	-	
合計	2,326,499	334,890	1,991,609	

○以上のとおり報告します。

2023年3月20日

会計

古市 聡美

○諸帳簿との照合の結果、すべて適正に処理されているものと認め、報告します。

2023年3月20日

監査

加藤 めぐみ
前山 弘夫